

令和3年度から敬老祝金および 高齢者在宅福祉サービスが変わります

少子高齢化が全国的に進み、さぬき市においても高齢化率が年々増加しており、高齢者福祉の見直しのなかで、令和3年度から敬老祝金の支給額を改正し、高齢者の方が利用しやすい環境を整備し、必要としている施策の拡充を図ります。

【令和3年度からの変更点】

○敬老祝金

敬老祝金の金額を下記のとおり見直します。

80歳	2,500円	→	廃止
88歳	5,000円	→	5,000円(変更なし)
99歳以上	7,500円	→	5,000円

○紙おむつ給付事業

寝たきりの高齢者等とその介護者を支援するため、本人と同居していない配偶者または3親等以内の親族(市内に住所を有する)も申請ができます。

また、親族がいない方、または親族が市外に住所を有する方は、本人が申請することができます。

○高齢者福祉タクシー助成事業

助成券の交付枚数

16枚 8,000円分 → 24枚 12,000円分に増額

助成券の使用枚数

1回の乗車で1枚(500円分)限り → 複数枚(最大24枚まで)使用可能

【問】長寿介護課 ☎(0879)26-9904

申請受付は4月1日から 令和3年度高齢者・障害者の方に対するタクシー助成制度

高齢者、障害者の方の外出支援と経済的負担の軽減のため、タクシー利用料金の一部を助成します。

生活環境課(本庁)、津田・大川・長尾出張所にある申請書または市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。

助成対象者(次の条件を全て満たす方)

【高齢者の方】

- ①満80歳以上の方
- ②要介護、要支援の認定をお持ちの方
- ③対象者本人が市民税非課税の方
- ④在宅の方

【障害者の方】※令和3年4月1日から要件の一部が緩和されました

- ①身体障害者手帳の1級と2級、精神障害者保健福祉手帳の1級または療育手帳の㉔の手帳をお持ちの方
- ②対象者本人が市民税非課税の方
- ③自動車税および軽自動車税の減免を受けていない方
- ④在宅の方
(病院に入院していない方、老人ホームや障害者支援施設などに入所していない方)

申請の際に必要なもの

	本人が申請に来られる場合	代理の方が申請に来られる場合
高齢者	・本人の介護保険被保険者証	・本人の介護保険被保険者証 ・代理人の本人確認ができるもの ・委任状(申請書と兼ねています)
障害者	・本人の障害者手帳	・本人の障害者手帳 ・代理人の本人確認ができるもの ・委任状(申請書と兼ねています)

注)【高齢者】、【障害者】両方の助成対象となる場合は、どちらか一方の助成のみとなります。

助成券の交付方法

交付決定後に、通知書を申請者本人に送付します。通知書に記載している交付場所までお越しください。

助成内容(高齢者、障害者共通)

500円券×24枚(12,000円分)。ただし、身体障害者手帳の1級で慢性透析療法を受ける方は、500円券×48枚(24,000円分)。

(1回の乗車につき、運賃を超えない範囲で使用することができます。)

注意事項

助成券を所持している方が複数人同乗する際、1回の乗車に使用できる枚数は、同乗した利用者全員で24枚までです。介護保険の訪問介護として利用するタクシー(介護タクシー)に乗車する場合は、助成券は使用できません。

申請方法および提出先

長寿介護課、障害福祉課(寒川庁舎)、

【問】高齢者福祉タクシーについて【長寿介護課】 ☎(0879)26-9904
障害者福祉タクシーについて【障害福祉課】 ☎(0879)26-9903